

第 7 4 号議案

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表同上沼田保育園の項中「足立区江北四丁目 2 3 番 9 ー 1 0 2 号」を「足立区江北四丁目 1 7 番 2 0 ー 1 0 1 号」に改め、同表中同第二上沼田保育園の項を削り、同表同東綾瀬保育園の項中「足立区東綾瀬三丁目 8 番 3 号」を「足立区東綾瀬二丁目 1 2 番 1 3 号」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の表同東綾瀬保育園の項の改正規定は平成 2 2 年 1 月 1 日から、その他の規定は同年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

上沼田保育園及び東綾瀬保育園の位置を変更するとともに、第二上沼田保育園を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。